

◎新潟県告示第773号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1－（3,4－ジメトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン（通称名：3,4－D i m e t h o x y m e t h c a t h i n o n e）及びその塩類
- (2) 1－ペンチル－N－（キノリン－8－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：T H J）及びその塩類
- (3) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：5 F－A E B、5 F－E M B－P I N A C A）及びその塩類
- (4) メチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルブタノアート（通称名：M D M B－F U B I C A）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年7月2日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。